

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子

千葉県公安委員会規則第9号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年千葉県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。